平成３０年（フ）第１９号
栃木県栃木市沼和田町40番３号
債務者　大出　泰治
1　決定年月日時　平成30年４月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月19日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成３０年（フ）第１２２号
静岡市清水区草薙３丁目22番９号
債務者　黄倉　敏昭
1　決定年月日時　平成30年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月19日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月20日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第１７３号
静岡県藤枝市中ノ合26番地の１　誠和藤枝病院、旧住所静岡県藤枝市岡部町村良413番地
債務者　立浪　文江
1　決定年月日時　平成30年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月19日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月20日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第１１０号
東京都立川市幸町２丁目38番地の３　Ｑｕａｔｔｒｏ102号室
債務者　前多　麻奈
1　決定年月日時　平成30年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月21日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第６２４号
横浜市西区宮ケ谷25番地２　三ツ沢ハイタウン３号棟606号
債務者　中村　美穂（旧姓樋口）
1　決定年月日時　平成30年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第６７５号
横浜市神奈川区子安通３丁目341番地８　ＭＴプラザⅡ　101号
債務者　下舘　翔太
1　決定年月日時　平成30年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第７１２号
神奈川県綾瀬市小園330番地１　カーサヴェルデ101
債務者　中本　　充
1　決定年月日時　平成30年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第３４６号
東京都日野市旭が丘２丁目32番地の８旭が丘ハイツ306
債務者　平　　英一
1　決定年月日時　平成30年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月22日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月22日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第６４１号
横浜市港北区日吉本町４丁目10番Ａ－404号
債務者　廣橋　嘉子
1　決定年月日時　平成30年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月26日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第６８１号
横浜市南区睦町１丁目27番地　民衆館
債務者　高見　　悟
1　決定年月日時　平成30年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月26日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第６８３号
横浜市瀬谷区阿久和東４丁目６番地５
債務者　小野里弘樹
1　決定年月日時　平成30年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月26日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月27日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第７２８号
横浜市神奈川区六角橋３丁目20番３号　スカイヒルズ白楽104号
債務者　鴇田　　博
1　決定年月日時　平成30年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月26日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第７５１号
神奈川県綾瀬市上土棚南３丁目４番５－5302号
債務者　大倉　安男
1　決定年月日時　平成30年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月26日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第８６号
静岡県焼津市東小川８丁目５番地の30　ソシア303
債務者　中村　健一
1　決定年月日時　平成30年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月29日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月２日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第１０２号
静岡県藤枝市田沼１丁目19番９号　ベルメゾン藤枝401号
債務者　畑中　哲哉
1　決定年月日時　平成30年４月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月29日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月２日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部